

令和元事務年度 所得税及び消費税調査等の状況

令和2年11月

関東信越国税局

I 調査等の状況

- 1 所得税の調査等の状況
- 2 消費税（個人事業者）の調査等の状況

II 主な取組

- 1 富裕層に対する調査状況
- 2 海外投資等を行っている個人に対する調査状況
- 3 インターネット取引を行っている個人に対する調査状況
- 4 無申告者に対する調査状況

III 参考計表

- 事業所得を有する個人の1件当たりの申告漏れ所得金額が高額な上位10業種

I 調査等の状況

1 所得税の調査等の状況

新型コロナウイルス感染症の影響もあり調査等件数は減少したが、1件当たりの追徴税額は増加

(1) 調査等件数及び申告漏れ等の非違があった件数の状況

- 実地調査の件数は、特別調査・一般調査が6千8百件(前事務年度7千8百件)、着眼調査が4千2百件(同4千8百件)であり、簡易な接触の件数は4万2千件(同6万3千件)となっています。
- これらの調査等の合計件数は5万3千件(同7万6千件)であり、そのうち申告漏れ等の非違があった件数は3万5千件(同4万9千件)となっています。

(2) 申告漏れ所得(調査等の対象となった全ての年分の合計)金額の状況

- 実地調査による申告漏れ所得金額は、889億円(同1,015億円)であり、そのうち特別調査・一般調査によるものは753億円(同870億円)、着眼調査によるものは136億円(同145億円)となっています。
- また、簡易な接触による申告漏れ所得金額は253億円(同374億円)となっており、調査等合計では1,142億円(同1,389億円)となっています。

(3) 追徴税額(調査等の対象となった全ての年分の合計で加算税を含む。)の状況

- 実地調査による追徴税額は、128億円(同143億円)であり、そのうち特別調査・一般調査によるものは117億円(同134億円)、着眼調査によるものは11億円(同9億円)となっています。
なお、実地調査による追徴税額を1件当たりで見ると、116万円(同113万円)となっており、前事務年度に比べ増加しています。
- また、簡易な接触による追徴税額は12億円(同26億円)となっており、調査等合計では140億円(同169億円)となっています。

(参考)

- 1 実地調査(特別調査・一般調査)とは、高額・悪質な不正計算が見込まれる事案を対象に深度ある調査を行うもので、特に、特別調査は、多額な脱漏が見込まれる個人を対象に、相当の日数(1件当たり10日以上を目安)を確保して実施しているものです。
- 2 実地調査(着眼調査)とは、資料情報や申告内容の分析の結果、申告漏れ等が見込まれる個人を対象に実地に臨場して短期間で行う調査です。
- 3 簡易な接触とは、原則、納税者宅等に臨場することなく、文書、電話による連絡又は来署依頼による面接を行い、申告内容を是正するものです。

○ 所得税の調査等の状況

項目	区分		実地調査						簡易な接触		調査等合計		
			特別・一般		着眼		計						
				対前年比		対前年比		対前年比		対前年比		対前年比	
1	調査等件数	件	7,839		4,826		12,665		62,922		75,587		
			6,835	87.2%	4,173	86.5%	11,008	86.9%	41,722	66.3%	52,730	69.8%	
2	申告漏れ等の 非違件数	件	7,215		3,637		10,852		38,117		48,969		
			6,224	86.3%	3,166	87.0%	9,390	86.5%	25,445	66.8%	34,835	71.1%	
3	申告漏れ 所得金額	百万円	86,956		14,499		101,455		37,395		138,850		
			75,278	86.6%	13,610	93.9%	88,887	87.6%	25,301	67.7%	114,188	82.2%	
4	追徴税額	本税	11,136		824		11,960		2,450		14,410		
				9,713	87.2%	951	115.4%	10,665	89.2%	1,195	48.8%	11,860	82.3%
5			加算税	2,229		102		2,331		145		2,476	
		1,962		88.0%	139	136.3%	2,101	90.1%	16	11.0%	2,118	85.5%	
6		計	13,365		926		14,291		2,595		16,886		
			11,675	87.4%	1,090	117.7%	12,766	89.3%	1,212	46.7%	13,978	82.8%	
7	申告漏れ 所得金額	千円	11,093		3,004		8,011		594		1,837		
			11,014	99.3%	3,261	108.6%	8,075	100.8%	606	102.0%	2,166	117.9%	
8	一件当たり 追徴税額	本税	1,421		171		944		39		191		
				1,421	100.0%	228	133.3%	969	102.6%	29	74.4%	225	117.8%
9			加算税	284		21		184		2		33	
		287		101.1%	33	157.1%	191	103.8%	0.4	20.0%	40	121.2%	
10		計	1,705		192		1,128		41		223		
			1,708	100.2%	261	135.9%	1,160	102.8%	29	70.7%	265	118.8%	

(注) 1 令和元年7月から令和2年6月までの間の実績で、いずれも調査等の対象となった全ての年分の合計の計数である。

2 上段は、前事務年度の計数である。

3 「簡易な接触」の件数には、添付書類の未提出に対する提出依頼を行った件数等を含む。

4 追徴税額（本税）には、復興特別所得税額を含む。

5 実地調査の件数は、所得税と消費税の実地調査件数である。

(参考) 譲渡所得の調査等の状況

- 所得税のうち譲渡所得に係る調査等の件数が、2千1百件（前事務年度3千件）であり、そのうち申告漏れ等の非違があった件数が、1千7百件（同2千4百件）となっています。申告漏れ所得金額（調査等の対象となった全ての年分の合計）は、127億円（同179億円）となっています。

○ 譲渡所得の調査等の状況

項目	事務年度等	平成30事務年度	令和元事務年度	対前事務年度
①		件	件	%
調査等件数		2,987	2,126	71.2
土地建物等		2,435	1,693	69.5
株式等		552	433	78.4
②		件	件	%
申告漏れ等の 非違件数		2,352	1,714	72.9
土地建物等		1,915	1,340	70.0
株式等		437	374	85.6
③		%	%	ポイント
申告漏れ割合 (② / ①)		78.7	80.6	1.9
土地建物等		78.6	79.1	0.5
株式等		79.2	86.4	7.2
④		百万円	百万円	%
申告漏れ所得金額		17,896	12,726	71.1
土地建物等		15,205	10,749	70.7
株式等		2,691	1,977	73.5
⑤		万円	万円	%
1件当たり申告 漏れ所得金額 (④ / ①)		599	599	100.0
土地建物等		624	635	101.8
株式等		488	457	93.6

(注) 1 土地建物等は、土地建物（分離課税所得）及び金地金等（総合譲渡所得）である。

2 土地建物等は、課税年分ごとに1件としている。

2 消費税（個人事業者）の調査等の状況

新型コロナウイルス感染症の影響もあり調査等件数は減少したが、1件当たりの追徴税額は増加

(1) 調査等件数及び申告漏れ等の非違があった件数の状況

- 実地調査の件数は、特別調査・一般調査が3千7百件（前事務年度4千2百件）、着眼調査が1千4百件（同1千6百件）であり、簡易な接触の件数は4千2百件（同5千6百件）となっています。
- これらの調査等の合計件数は9千3百件（同1万1千4百件）であり、そのうち申告漏れ等の非違があった件数は6千9百件（同9千1百件）となっています。

(2) 追徴税額（調査等の対象となった全ての年分の合計で加算税を含む。）の状況

- 実地調査による追徴税額は、41億円（同46億円）であり、そのうち特別調査・一般調査によるものは38億円（同42億円）、着眼調査によるものは3億円（同4億円）となっています。

なお、実地調査による追徴税額を1件当たりで見ると、81万円（同80万円）となっており、前事務年度に比べ増加しています。

- また、簡易な接触による追徴税額は3億円（同5億円）となっており、調査等合計では44億円（同52億円）となっています。

○ 消費税（個人事業者）の調査等の状況

項目	区分	実地調査						簡易な接触		調査等合計		
		特別・一般		着眼		計						
			対前年比		対前年比		対前年比		対前年比		対前年比	
1	調査等件数	4,207		1,606		5,813		5,618		11,431		
		3,668	87.2%	1,369	85.2%	5,037	86.7%	4,241	75.5%	9,278	81.2%	
2	申告漏れ等の非違件数	3,690		1,380		5,070		3,980		9,050		
		3,217	87.2%	1,151	83.4%	4,368	86.2%	2,510	63.1%	6,878	76.0%	
3	追徴税額	本税	3,462		333		3,795		507		4,302	
			3,088	89.2%	259	77.8%	3,347	88.2%	291	57.4%	3,638	84.6%
4		加算税	766		77		843		29		872	
		679	88.6%	67	87.0%	746	88.5%	14	48.3%	759	87.0%	
5	計	4,228		410		4,638		536		5,174		
			3,767	89.1%	326	79.5%	4,093	88.2%	305	56.9%	4,398	85.0%
6	一件当たり追徴税額	本税	823		207		653		90		376	
			842	102.3%	189	91.3%	665	101.8%	69	76.7%	392	104.3%
7		加算税	182		48		145		5		76	
		185	101.6%	49	102.1%	148	102.1%	3	60.0%	82	107.9%	
8	計	1,005		255		798		95		453		
			1,027	102.2%	238	93.3%	813	101.9%	72	75.8%	474	104.6%

(注) 1 令和元年7月から令和2年6月までの間の実績で、いずれも調査等の対象となった全ての年分の合計の計数である。

2 上段は、前事務年度の計数である。

3 消費税の追徴税額には、地方消費税（譲渡割額）を含む。

II 主な取組

1 1件当たりの追徴税額は所得税実地調査全体の1.8倍

【富裕層に対する調査状況】

- 有価証券・不動産等の大口所有者、経常的な所得が特に高額な個人など、「富裕層」に対して、資産運用の多様化・国際化が進んでいることを念頭に積極的に調査を実施しています。
 - 令和元事務年度においては、701件（前事務年度772件）実地調査（特別・一般）を実施しました。
 - 1件当たりの申告漏れ所得金額は、1,231万円（同1,176万円）となっており、所得税の実地調査（特別・一般）全体の1,101万円（同1,109万円）に比べ約1.1倍となっています。また、申告漏れ所得金額の総額は86億円（同91億円）に上ります。
 - 1件当たりの追徴税額は310万円（同335万円）で、所得税の実地調査（特別・一般）全体の171万円（同171万円）に比べ約1.8倍となっています。また、追徴税額の総額は22億円（同26億円）に上ります。
 - 特に、海外投資等を行っている「富裕層」に対しては、1件当たりの追徴税額は537万円（同608万円）で、所得税の実地調査（特別・一般）全体の171万円に比べ約3.1倍と特に高額となっています。

○ 富裕層に対する調査の状況

(参考)

項目	事務年度等		元事務年度	対前年比	元事務年度 実地調査 (特別・一般) 全体	
	30事務年度					
調査件数	件	772	701	90.8%	6,835	
申告漏れ等の非違件数	件	692	632	91.3%	6,224	
申告漏れ所得金額	億円	91	86	94.5%	753	
追徴税額	億円	26	22	84.6%	117	
一件当たり	申告漏れ所得金額	万円	1,176	1,231	104.7%	1,101
	追徴税額	万円	335	310	92.5%	171

○ 海外投資等をした「富裕層」に対する調査の状況

(参考)

項目	事務年度等		元事務年度	対前年比	元事務年度 実地調査 (特別・一般) 全体	
	30事務年度					
調査件数	件	64	60	93.8%	6,835	
申告漏れ等の非違件数	件	59	56	94.9%	6,224	
申告漏れ所得金額	億円	19	13	68.4%	753	
追徴税額	億円	4	3	75.0%	117	
一件当たり	申告漏れ所得金額	万円	2,902	2,094	72.2%	1,101
	追徴税額	万円	608	537	88.3%	171

2 1件当たりの追徴税額は所得税実地調査全体の1.4倍

【海外投資等を行っている個人に対する調査状況】

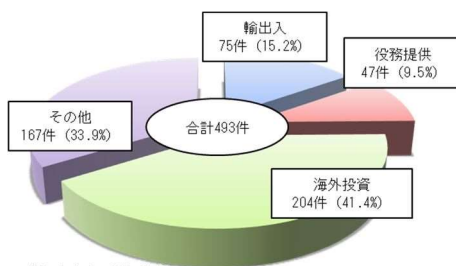
- 経済社会の国際化に適切に対応していくため、有効な資料情報の収集に努めるとともに、海外投資を行っている個人や海外資産を保有している個人などに対して、国外送金等調書、国外財産調書、租税条約等に基づく情報交換制度のほか、CRS情報（共通報告基準に基づく非居住者金融口座情報）などを効果的に活用し、積極的に調査を実施しています。
 - 令和元事務年度においては、493件（前事務年度562件）実地調査（特別・一般）を実施しました。
 - 1件当たりの申告漏れ所得金額は、1,359万円（同1,495万円）となっており、所得税の実地調査（特別・一般）全体の1,101万円（同1,109万円）と比べ1.2倍となっています。また、申告漏れ所得金額の総額は67億円（同84億円）に上ります。
 - 1件当たりの追徴税額は236万円（同215万円）で、所得税の実地調査（特別・一般）全体の171万円（同171万円）と比べ約1.4倍となっています。また、追徴税額の総額は12億円（同12億円）に上ります。

○ 海外投資等を行っている個人に対する調査状況

(参考)

項目	事務年度等		元事務年度	対前年比	元事務年度 実地調査 (特別・一般) 全体	
	30事務年度	件				
調査件数	件	562	493	87.7%	6,835	
申告漏れ等の非違件数	件	517	437	84.5%	6,224	
申告漏れ所得金額	億円	84	67	79.8%	753	
追徴税額	億円	12	12	100.0%	117	
1件当たり	申告漏れ所得金額	万円	1,495	1,359	90.9%	1,101
	追徴税額	万円	215	236	109.8%	171

○ 取引区分別の調査状況

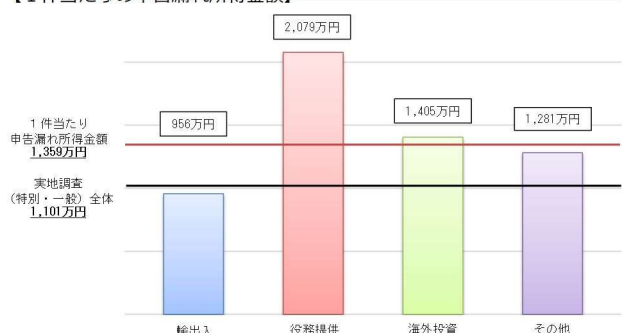


(注) () 内の数値は構成比

(参考)

- 1 輸出入・・・事業に係る売上及び原価に係る取引で、海外の輸出（入）業者との契約による取引をいう。
- 2 役員提供・・・工事請負、プログラム設計など海外において行う、労力、技術等の第三者に対するサービスの提供をいう。
- 3 海外投資・・・海外の不動産、証券などに対する投資（預貯金等の海外での蓄財を含む。）をいう。
- 4 その他・・・海外で支払を受ける給与など、1～3に該当しない取引等をいう。

【1件当たりの申告漏れ所得金額】



3 1件当たりの追徴税額は178万円で過去最高

【インターネット取引を行っている個人に対する調査状況】

- シェアリングエコノミー等の新たな分野の経済活動をはじめ、インターネット取引を行っている個人に対しては、資料情報の収集・分析に努め、積極的に調査を実施しています。
 - 令和元事務年度においては、394件（前事務年度473件）実地調査（特別・一般）を実施しました。
 - 1件当たりの申告漏れ所得金額は、1,200万円（同1,036万円）となっており、所得税の実地調査（特別・一般）全体の1,101万円（同1,109万円）に比べ約1.1倍となっています。また、申告漏れ所得金額の総額は47億円（同49億円）に上ります。
 - 1件当たりの追徴税額は178万円（同176万円）で、前事務年度に比べ増加しています。また追徴税額の総額は7億円（同8億円）に上ります。

○ インターネット取引を行っている個人に対する調査状況

（参考）

項目	事務年度等		30事務年度	元事務年度		元事務年度 実地調査 （特別・一般）全体
		件			対前年比	
調査件数	件		473	394	83.3%	6,835
申告漏れ等の非違件数	件		433	363	83.8%	6,224
申告漏れ所得金額	億円		49	47	95.9%	753
追徴税額	億円		8	7	87.5%	117
一件当たり	申告漏れ所得金額	万円	1,036	1,200	115.8%	1,101
	追徴税額	万円	176	178	101.1%	171

4 所得税無申告者に対する1件当たり追徴税額は201万円で過去最高【無申告者に対する調査状況】

- 無申告は、申告納税制度の下で自発的に適正な納税をしている納税者に強い不公平感をもたらすこととなるため、的確かつ厳格に対応していく必要があります。こうした無申告者に対しては、更なる資料情報の収集及び活用を図るなどして、実地調査のみならず、簡易な接触も活用し積極的に調査を実施しています。

<所得税無申告者に対する調査状況>

- 令和元事務年度においては、1,355件（前事務年度1,709件）実地調査（特別・一般）を実施しました。
- 1件当たりの申告漏れ所得金額は、1,947万円（同1,785万円）で、所得税の実地調査（特別・一般）全体の1,101万円（同1,109万円）に比べ約1.8倍となっています。また、申告漏れ所得金額の総額は264億円（同305億円）に上ります。
- 1件当たりの追徴税額は201万円（同174万円）で、所得税の実地調査（特別・一般）全体の171万円の約1.2倍となっています。また、追徴税額の総額は27億円（同30億円）に上ります。

<消費税無申告者に対する調査状況>

- 令和元事務年度においては、1,472件（同1,717件）実地調査（特別・一般）を実施しました。
- 1件当たりの追徴税額は167万円（同166万円）で、消費税の実地調査（特別・一般）全体の103万円（同101万円）の約1.6倍となっています。また、追徴税額の総額は25億円（同29億円）に上ります。

○ 無申告者に対する調査状況

<所得税>

項目	事務年度等		元事務年度	対前年比	(参考) 元事務年度 実地調査 (特別・一般) 全体
	30事務年度	元事務年度			
調査件数 件	1,709	1,355	79.3%	6,835	
申告漏れ所得金額 億円	305	264	86.6%	753	
追徴税額 億円	30	27	90.0%	117	
1件当たり 申告漏れ所得金額 万円	1,785	1,947	109.1%	1,101	
1件当たり 追徴税額 万円	174	201	115.5%	171	

<消費税>

項目	事務年度等		元事務年度	対前年比	(参考) 元事務年度 実地調査 (特別・一般) 全体
	30事務年度	元事務年度			
調査件数 件	1,717	1,472	85.7%	3,668	
追徴税額 億円	29	25	86.2%	38	
1件当たり追徴税額 万円	166	167	100.6%	103	

Ⅲ 参考計表

○ 事業所得を有する個人の1件当たりの申告漏れ所得金額が高額な上位10業種

順位	業 種 目	1 件 当 た り の 申 告 漏 れ 所 得 金 額	1 件 当 た り の 追 徴 税 額 (含 加 算 税)	前 年 の 順 位
位		万円	万円	位
1	キャバクラ	3,352	990	2
2	ブリーダー	2,314	481	-
3	鉄骨、鉄筋工事	1,688	475	10
4	弁護士	1,601	782	-
5	ブロック工事	1,576	255	-
6	運転代行業	1,493	130	4
7	焼肉	1,477	198	-
8	ダンプ運送	1,410	160	9
9	製図設計士	1,371	190	3
10	清掃業	1,368	183	-

(注) 1 上記調査事績は、特別調査及び一般調査に基づく実施結果である。

2 「前年の順位」は、事業所得を有する個人の前年の1件当たりの申告漏れ所得金額が高額な上位20位に該当するものについて、その順位を記載している。

(付表) 事業所得を有する個人の1件当たりの申告漏れ所得金額が高額な業種

事業所得を有する個人の1件当たりの申告漏れ所得金額が高額な業種

	平成22事務年度		平成23事務年度		平成24事務年度		平成25事務年度		平成26事務年度	
	業種目	1件当たり申告漏れ所得金額 万円	業種目	1件当たり申告漏れ所得金額 万円	業種目	1件当たり申告漏れ所得金額 万円	業種目	1件当たり申告漏れ所得金額 万円	業種目	1件当たり申告漏れ所得金額 万円
1	スタンドバー	2,368	廃棄物処理	2,237	産婦人科医	2,862	風俗業	2,675	キヤバレー	2,594
2	人材派遣業	2,286	プロگرامマー	1,956	キヤバレー	1,756	畜産農業(肉用牛)	1,884	情報サービス	1,822
3	一般土木建築工事	2,184	キヤバレー	1,766	不動産代理仲介業	1,663	バ	1,675	畜産農業(肉用牛)	1,753
4	キヤバレー	2,032	バ	1,650	バ	1,631	キヤバレー	1,521	整形外科医	1,638
5	風俗業	1,908	整形外科医	1,569	畜産農業(肉用牛)	1,533	防水工事	1,197	冷暖房設備工事	1,455

	平成27事務年度		平成28事務年度		平成29事務年度		平成30事務年度		令和元事務年度	
	業種目	1件当たり申告漏れ所得金額 万円	業種目	1件当たり申告漏れ所得金額 万円	業種目	1件当たり申告漏れ所得金額 万円	業種目	1件当たり申告漏れ所得金額 万円	業種目	1件当たり申告漏れ所得金額 万円
1	キヤバレー	2,717	畜産農業(肉用牛)	3,209	バ	2,870	風俗業	2,871	キヤバクラ	3,352
2	畜産農業(肉用牛)	2,092	犬猫医	2,674	キヤバクラ	2,842	キヤバクラ	2,204	ブリター	2,314
3	風俗業	1,661	キヤバレー	1,927	ナイトクラブ	2,549	製図設計士	1,848	鉄骨、鉄筋工事	1,688
4	タイル工事	1,579	学習塾経営	1,706	施設園芸農業(きのこ)	1,867	運転代行業	1,791	弁護士	1,601
5	耳鼻咽喉科医	1,375	型枠工事	1,706	焼肉	1,858	眼科医	1,770	ブロック工事	1,576

(注) 1 1件当たりの申告漏れ所得金額は、調査全年分に係るものである。

2 平成29事務年度2位の「キヤバクラ」及び3位の「ナイトクラブ」は、平成28事務年度まで「キヤバレー」として業種管理していたが、それぞれの業態に合わせて管理を細分化したものである。